

【Q&A】在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

R2.7.30現在

No	区分	質問内容	回答
1	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』について、医療みなしの事業所も含まれるのでしょうか。	医療保険及び介護保険両方の指定(みなし指定を含む)を受けている事業所であっても、介護事業所としての業務に必要な経費が発生している場合等は、介護事業所としての申請が可能となります。 ただし、当該交付金事業を利用した対象に対し、重複して他の交付金から支払いを受けることは禁止されています。
2	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	特定福祉用具販売は、『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』の対象に含まれますか。	特定福祉用具販売は、『感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業』、『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』及び『在宅サービス事業所における環境整備への助成事業』の対象施設に含まれません(職員に対する慰労金のみ、対象となります)。
3	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	医療みなし指定により居宅療養管理指導事業所となっている医療機関・薬局のうち、実質的に全く介護報酬の請求を行っていない医療機関・薬局についても対象事業所となりますか。	介護保険の事業実績が無い場合は、休止した事業所と同じ取扱となりますので、1月15日以降に請求実績があるものは補助対象となります。
4	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	介護保険の指定事業所で、たまたま、令和2年4月1日以降、要介護者の利用者はおらず、専ら、介護保険対象外となる難病患者や医療的ケア児のみにサービスを提供していた訪問看護ステーションも対象事業所となりますか。	介護保険の事業実績が無い場合は、休止した事業所と同じ取扱となりますので、1月15日以降に請求実績があるものは補助対象となります。
5	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	市町村が事業者の場合も対象でしょうか(介護予防マネジメントについては、市役所内の地域包括支援センター内にあるケースが多く、そのような場合も感染対策などの事業も補助対象になるのでしょうか)。	公立、民間は問いません。
6	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	令和2年4月1日以降に休止、廃止した事業所も対象となりますか。	『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』においては、以下の取扱いになります。 ・交付決定時点で廃止している事業所は補助の対象外 ・現に休止しているが、1月15日以降に請求実績があるものは補助対象

【Q&A】在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

R2.7.30現在

No	区分	質問内容	回答
7	対象となるサービス、事業所、施設の範囲について	『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』における1か月の休止の定義について、4月1日以降から1か月が対象でしょうか。 4月1日時点で1か月利用休止していた場合も含むのでしょうか。	4月1日時点で1ヶ月利用休止している状態であれば対象となります。
8	対象要件について	『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』について、「『在宅サービスの利用休止中の利用者』とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者」とありますが、次の例の場合、対象となると考えてよいでしょうか。 (例1)4/15～利用休止 →5/16健康状態等の確認 →5/20から利用再開 (健康状態の確認時点で休止1ヶ月超) (例2)4/15～利用休止 →5/10健康状態等の確認 →5/20から利用再開 (健康状態の確認時点で休止1ヶ月未満ですが、利用再開まで1ヶ月超)	例1は対象となりますが、例2については再開支援実施時点で、利用者のサービス休止期間が1ヶ月を経過していないため、対象となりません。
9	対象要件について	『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』について、実施要綱の3(3)①イの「※3『連携を行った』とは、1回以上電話等により連絡を行ったこと」が要件になっていますが、記録の有無は要件ではないのでしょうか。 (※2「～の確認」は「記録を行っていること」が要件となっています。)	連携のための電話等による連絡を記録することまでは求めていません。
10	対象要件について	『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』について、記録が求められるのは電話や訪問による利用者の確認のみで、ケアマネ等との関係やサービス提供のための調整についての記録は不要という理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

【Q&A】在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

R2.7.30現在

No	区分	質問内容	回答
11	対象要件について	在宅サービス事業所や居宅介護支援事業所が、サービス再開にあたり利用者の健康状態等を確認する行為は、いわば通常の介護報酬において一定の評価をされているものとも言えますが、実施要綱においては、なんらかの確認等を行えばよいと解してよいでしょうか。 また、例示された個々の行為(例えば「健康状態・生活ぶりの確認」)については、これ以上詳細な要件等はなく、利用者との連絡に要した時間の長短等は問わないものと解してよいでしょうか。	長期間のサービス利用が無い方については、初回のサービス利用と同様の丁寧なアセスメントが必要であると考えられますが、介護報酬ではその部分評価されていないため、本事業により評価を行うこととしています。 利用者との連絡に要した時間の長短は問いません。
12	対象要件について	『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』について、実施要綱の3(3)①イの※1「過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者」について、実績報告において、利用休止を示す書類により確認を行うのでしょうか。 また、同※2 1回以上電話又は訪問を行った記録も、実績報告において提出してもらうのでしょうか。	基本は配布している申請様式により確認を行うことし、根拠資料については、一律に求めることはせずに、県からの求めがあった場合に提出できるよう、各事業所において適切に保管する取扱いとします。
13	対象要件について	『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』について、実施要綱の3(3)①イの※4「『調整等を行った』とは、希望に応じて 所要の対応を行ったこと とありますが、具体的に、「 所要の対応 」とはどのようなことを指すのか、具体例を示してください。	感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等を想定しています。
14	対象要件について	『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』について、実施要綱別添単価表の※3「1利用者につき、 居宅介護支援事業所の16(電話による確認)と17(訪問による確認)は併給不可 」とありますが、居宅介護支援事業所以外のサービスは「電話による確認」と「訪問による確認」の併給が可能ということでしょうか。	『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』については、1人につき併給不可であり、電話による確認の場合か、訪問による確認の場合かのいずれかを選択することとなります。 ※16と17は単価表が分割表示されており、併給可能と誤認される恐れがあったため、注書きで「併給不可」と記載しています。
15	対象要件について	『在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業』については、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った在宅介護事業所等が対象となりますが、この場合の補助金の積算に含められる「利用者」の範囲は、サービスの利用を休止している利用者のみと解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

【Q&A】在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

R2.7.30現在

No	区分	質問内容	回答
16	対象要件について	在宅サービスの利用休止中の利用者についての事実関係の確認手法について明示してください。	介護支援専門員のモニタリング等の記録及び事業所においては利用実績等で確認することが考えられます。
17	対象要件について	「利用休止中」について、利用者やその家族が自らサービス提供を拒否しているような場合と、介護支援専門員等と計画上也調整した上でサービス利用を休止しているような場合が想定されます。いずれの場合にも、本事業の対象となるのでしょうか。	いずれの場合も対象となります。
18	対象要件について	通所リハと訪問リハを併用している利用者が、サービスを休止している場合、通所リハのリハスタッフ(訪問リハも同じスタッフ)が、利用者宅に訪問した場合、3,000円 x 2 = 6,000円受け取れるのでしょうか。	左記のとおり、同一の利用者に対して、同一の者が支援する場合は1回のみ算定とします。
19	対象要件について	在宅サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で行った場合とされていますが、居宅介護支援事業所も同様に利用者に別のサービスのため電話連絡している場合、支援金額は両方の事業所から申請することはできますか。	支援内容が異なることから、両方の事業所で算定が可能です。
20	対象要件について	自主的にサービスを休まれている利用者についての場合でも、利用者調整した場合対象となりますか。 また、自主的に休まれている際に、老健に入所してしまった方や医療機関に入院されてしまった方などは対象となりますか。	実施要綱上サービス利用休止の理由は問われていません。また、老健や医療機関に入所・入院した場合には、退所・退院しても当該在宅サービスが必要であり、最後の在宅サービス利用から1か月間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者は対象となります。
21	補助額の算定、基準単価について	実施要綱3(3)①ウ支援額について、「別添 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)」には、対象経費の例が記載されておりましたが、これは、定額補助ということでしょうか。	定額補助となっております。

【Q&A】在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

R2.7.30現在

No	区分	質問内容	回答
22	補助額の算定、基準単価について	<p>「別添 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)」において、居宅介護支援事業所が電話による確認について、看護師等が協力した場合:4.5千円となっておりますが、注釈(※5)では、「協力した」とは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の依頼を受け、看護師等が訪問した上で、所要の対応を行ったこととあります。これは、居宅介護支援事業所が電話確認し、さらに看護師等が訪問等した場合は、4.5千円となるという理解でよいでしょうか。</p>	お見込みの通りです。